

# 改教時報

第 三 號

明治三十三年二月一日 號 四 第

## 佛教徒國民同盟會綱領

- 一、本會は佛教徒國民同盟會と稱す
  - 二、本會は僧侶を除き佛敎各宗信徒及通佛敎的徳徳の感化を受けたるものをして組織す
  - 三、本會の目的は佛敎本來の面目を發揮し其感化によりて先づ國民の一致力を鞏固にし漸く富國の術を講じて國家の獨立と社會の文明とに資せんとするにあり
  - 四、右の目的を達せんが爲に本會が着手すべき事業の方針を定むること左の如し
    - (イ) 各宗管長及各宗高徳に本會の贊助を求むること
    - (ロ) 各宗僧侶を奨励し其學徳を修め其品位を高めしめ又其從來の惡弊を改善せしむること
    - (ハ) 政府をして公認敎の制度を立てしむること
    - (ニ) 政府をして速かに非公認敎に對する處置を明瞭ならしむること
    - (ホ) 政府をして公認敎を保護せしむること
    - (ヘ) 又其監督を嚴にせしむること
    - (ヘ) 殖産興業の道を講ずること
    - (ト) 社會問題を研究し社會的慈善的事業を興すこと
    - (チ) 新聞雜誌其他有益の書籍類を發刊すること
  - 五、佛敎の繁榮を妨げんとする不正の行爲を爲すものあるを見認むるときは官民の區別なく自衛上飽くまで之を排斥すること
- 本會は佛敎各宗の合同は勿論他宗敎と雖宗義及宗制上我國體と衝突せざる宗派は相提携して社會の改善を謀らんことを期す

(版權登錄)

## 政教時報

### 政黨と宗教

政治家が宗教を度外視するは、根本的の誤なり、一個人として宗教を信せざるは或は可あらん、國家を組織する一員として、宗教を度外視するは恕すべからざるなり、若し政府にして、宗教を顧みずとせんか、則政府が爲すべき義務を放棄したるものなり、政府の任務は、公共の安寧、道徳、信仰を増進するに在るは、萬世不易の原則なるに、今政府が其本職を捨て、各個人の意思に任じ、事の成行を傍觀せんとするが如きは、失體不親切の至といふべし、政府にして然らば其政府を組織すべき政黨にして、宗教を無視して可ならんや、故に歐洲各國の政黨なるものは、皆其綱領に於て、宗教の事を掲げざるなし、今最組織的頭腦を有する獨逸人の各政黨の綱領中、宗教に關する條項を示さん

### 保守黨政綱

第四條 宗教は國家存立の基礎なるを以て、吾人は、宗教的普通教育の必要なるを認む、  
吾人は、宗教戦争を以て、國家の一大不幸と認定す、  
吾人は、一方に於ては、國家の權力を是認すると同時に、他方に於ては、國家は宗教の範圍内に侵入するの非なるを認む、故に、此主義に基き、宗教戦争中に發布せられたる法律規則を復審するを以て、主義とす、

帝國保守黨綱中左の言あり  
吾人は信仰の自由を唱ふると同時に、學校に關する國家の  
權力を、正當に保持せん事を希望す、  
非猶太黨政綱

第五條 宗教

成るべく、非猶太黨會をして、國家の羈絆の下より脱せしむる  
事、及完全なる信教の自由を期す、  
中央黨政綱

普魯西の憲法により、教會の獨立を保守する事、  
宗教的學校教育に對する攻撃に對して、十分なる防衛をな  
す事

宗教的婚禮の制を確守する事、  
獨逸各政黨の政綱に於て、宗教に對する主義を宣言する事斯  
の如し、此他社會黨と雖も、亦た其政綱には宗教に對する條項  
あり  
斯の如くなるを以て、政黨の主義に根底あり、舉動高尚にし  
て、黨員に德操あり、我國の政黨の現狀は如何にぞや、余輩  
最負目を以て見るも、歐米諸國の政黨に對して、其發達の幼  
稚なるは、然もあるべしと雖も、其舉動の品位德操無きに至  
りては、赤面せざるを得ざるなり、是何に由りて然るかとい  
へば、疑もなく、宗教を度外視せるもの、其重なる原因なり  
といふべし、而して自ら爲政の局に當るときは、忽ち宗教政  
策に於て、失敗を取れり、或は言ふ、宗教に付て條項を設け  
ざるは、則政教を分離し信教の自由を重する所以なりと、何

ぞ知らん、これ自由を重んずるにあらざりて、無主義無意見  
を重するものなり、斯るものば決して完全なる政黨となり得  
べからざるなり、

公認教の意義

世の公認教を口にするもの其意義の何たるかを知らずして之  
を唱へ、之を議するもの亦其意義の何たるかを知らずして之  
を議す、是吾人は爲めに取らざる所なり、此際吾人は公認教  
の意義を明らかにするの必要をみる、夫れ公認教とは國家が  
公法上に於て或宗教を認定し、劃然たる制度を立つるの謂な  
り、換言すれば國家が或宗教を以て公の事業として之を認定  
するを云ふ、是決して世の國教論者の如き或宗教一致を企圖す  
る迂闊なる議論若くは舊佛敎者の冀望なる卑劣保護論にもあ  
らず又憲法上に於ける信教自由の明文を解して、諸種の宗教  
を公認せる者なりと速断する短見者流にもあらざるなり、  
國教論の如きは今日言ふべくして行ふべからざるもの、今殊  
に之を論ずるの要をみず、然れども他の信教自由を以て漫然  
として宗教公認と同一義に解するに至りては甚だしき謬見た  
らずむばあらず、試みに西洋各國の實例を鑑みよ、何れの國  
も信教自由の保障を與へざるものなし、然れども亦何れの國  
も公法上に於て特に或宗教を以て公の事業として之を認定  
し、所謂公認教の制度を確立せざるものなし、蓋し信教自由  
とは唯個人が宗教信仰上に於ける自由意思を妨げずと云ふに  
過ぎざるのみ、決して國家が公の事業として之を認定したる

もの云ふべからざるなり、翻て我國に於ける從來宗教の取  
扱を察するに、古來歴史上の事は言を待たず、維新以後今日  
に至るまで、國家が神佛二教を以て公の事業として取扱ひた  
るは明らかなる事實なり、みよ政府は神官僧侶の任免等を以  
て各宗管長に委任し、又宗制寺法を認可するにあらざるや、換  
言せば神佛二教を以て公認教として取扱へるものにあらずや  
然れども從來政局に當るもの政教上に於て定見を有し國家將  
來の爲めに慮るものなかりしを以て未だ公認教の制度を確立  
せざりしのみ、而して吾人が主張する所正に法文上に於て其  
制度を確立するにあり、抑々宗教は社會の一大要素にして國  
家の原動力なり、故に國家たるもの宗教に對して責任を有す  
る者須らく、審かに其教義、歴史、組織、儀式を察し、宗教  
の種類によりて公の事業として認定すべきや否やを決するは  
固より公然の事あり而して國家は其施設にかゝる公共的感化  
事業の如き宜しく其公認せる宗教者に委任すべきなり、今や  
内地雜居の期眼前に迫る、實に宗教制度の確立は刻下緊急の  
實行問題なり、既に改正條約上外國人に對して良心の自由  
公私の禮拜を許すの語あり、然れども是憲法の信教自由と同  
じく畢竟個人の自由意思を妨げざるの謂にして、決して國家  
が公の事業として認定したる謂にあらざるなり、而して外國  
の宗教に對して如何なる取扱をなすかは公法上の規程を待ち  
て初めて確定するもの此の際に至りて、政府も亦倉皇として  
宗教法案を草し、屢々其缺點を察して、再三其稿を改め今や  
正さに其進行中にあり、其結果果して吾人をして満足し得べ

きものなるや否や頗る疑なき能はず、苟も國家を思ひ宗教を  
思ふもの冷然默視すべきの時ならむや茲に吾人は佛敎徒とし  
て其所信を暴露し、國民として其主義を樹立し、徹頭徹尾斷  
々乎として公認教制度の確立を主張するものなり。

論

説

宗教法の性質

常盤 大定

宗教の取扱は就ては、全く放任にする事米國の如くするか、  
或は露國の如く國教主義を採用するか、さもなくば獨逸諸國  
の如く公認教制度を用ゐざるより外なきは勿論なり、而して  
之に對する理想に至りては、人々によりて種々の希望あるべ  
し、近來信教自由といふ原則より割出して、放任主義を理想  
とする者甚多きが如し、獨逸の自由黨の意見の如きは、人は  
在り自由なる意見を懐くを得るものなり、而して假令相反  
對する意見なりとも、他人の意見は之を尊重せざるべからず  
と、施て宗教にも自由主義を貫徹せんと主張は、同黨の免  
れざる所なれども、其實際は成るべく斯る主義は確守せざる  
なり、何となれば、時勢と歴史とは之を許さざればなり、否  
理論に於ても、斯る極端なる自由主義は、一致共同の天則は  
之を許さざればなり、伊太利に於ては、羅馬を其版圖に歸せ  
しめ、千八百七十一年明治四年保證法律なるものを發布して、  
豪傑カプーリの言へる、「自由國家に自由宗教」なる語を實

行せんと欲したれども、實際は決して之を許さずして、遂に今日の如く、羅馬法王に無限の特権を興へ、教會に莫大の權利を附與したり、蓋し革命の當時には、一時理想に驅られて歴史を忘れたる處置を爲すは、世間有勝の事なり、佛國大革命の際、舊來の宗教を排して、自由の女神を拜したる、我明治維新の當時、盛に廢佛毀釋の論の行はれたる如き、皆同一轍に出づるものなり、然れども、歴史を顧みず、國情を捨てたる理想は、到底國家の福祉にもならず、又長く行はるべきにもあらざるなり、當局者思を三たび此處に致して、宗教法を編製すべきなり、然らずして、漫りに理想に馳するか、或は比較的、新泰の宗教に便利多き事あらんか、支那の二の舞を演じて、外交上の困難をも惹起さんも知るべからず、此が處置宜しきを得んと欲せば、須らく獨澳諸國の例に鑑みて、公認教制度を確立するの外あらざるなり、

監獄教誨の主義

本多辰次郎

總て公同團體に於ては、絶体的に個人の自由のみを尊重すべからざるなり、例へば一學校に於て、一定の主義なく、只管教師の意見を重すとせよ、教師は各其信する所欲する所を教授せん、是に於て互に其論を反覆するあり衝突するあらば、決して之を公共の教育といふを得ざるなり、此處に教育せらるる生徒は、何れに従ふべきかに迷はざるべからず、此無主義無定見より起る迷惑は、德育の場合に於て最甚しとす、

一、内閣及び貴衆兩院へ監獄教誨師は佛教教師を以てするの利なるを稟議する事

かくて同會にては徹頭徹尾佛教青年會の方針に従ふ旨を青年會に通知して着々運動を始めぬ、別に

◎大阪僧侶

の一團ありて昨年十一月七日難波別院に會して協議會を開き、有志の會するもの五十名餘、小江自慶氏を會長として左の條項を議決せり

- 一、集鶴監獄事件に對する板垣内務大臣の處置は徳義上不穩當と認む
- 一、本山が集鶴事件に對する將來の運動を鞏固ならしむる爲に建言書を捧呈する事

一、大日本佛教青年會其他全國各宗團體と氣脈を通し同一の方針を取る事

次で監事小江自慶氏の手を経て大谷派本山へ向て建議書を差出し、又諸方に演說會を開會せり、

◎京都の有志

は十月三十日、十一月十九日の兩回花見小路祇園館に於て演說會を開會し、和田大圓、松山哲夫、小林智圓、千原圓定、大溪專、吉武堯雨、山根清丸、土屋觀山、段證依秀、林寂雄、和田教山、三山元樹、稻葉了證、間野闡門、本多澄雲、五百井珉雄の諸氏出演し、兩回其聽衆館内に滿ち溢りて爲に該地の人心を喚起するを得たりと、かくて同地の有志者は日一日、此問題の爲めに氣焰の盛るるを見て下京區不明門通五條に

◎全國佛教各團體交涉事務所

を設けて左の主義目的の下に左の事業を爲す由

主義

一本所は佛教の教理に依準して皇室を擁護し國民永遠の幸福を獲得するを以て

監獄教誨の事も此例と同一なり、邦人如何に信教自由の權あるも、公共の教誨に於て、朝に佛教を説き、夕に耶蘇教を説く如き事は、斷じて爲すべからざるなり、或る一定の教義に由りて、教誨せん事は、國家の義務なり、然らば其今我邦に於て、何の教に由りて教誨せんとならば、國民多數の信仰する佛教に由るべきは固より當然の事なり、而して集鶴監獄の如きは、一典獄の私を以て一朝卒爾として其主義を變更したるもの、甚しき不都合と云はざるべからず、而して世人の激昂せし所以のものも亦其主義の變更にあり、政府たるもの亦其非を認め、有馬典獄を左遷し乍ら何が故に其主義を復舊せざる、茲に吾人は政府の緩急を詰責すると共に全國の同業諸氏に警告せむ、若し集鶴問題にして落着せず、猶萬一有馬典獄の如き一己の私を以て教誨主義を破壊するものあらむか最後の一大決斷を以て飽迄主義の爲めに奮闘せざるべからず。

會 報

關 西

◎大阪壯會 十一月廿八日大阪市南區順慶町光圓寺に於て同會員の相談會を開き、稻葉了證氏出席して報告演說を爲し、辯護士河合正鑑氏を座長に推し、左の件を議決す

- 一、集鶴監獄事件に對する處置は不當なるを以て天下に激し意見を發表する事
- 一、各宗信者各宗團體に交渉し大合同を圖り意見を貫徹せしむる事
- 一、内務大臣が石川輝聲氏に對する處置は不當なるを以て天下に激し意見を發表する事

主義とす

目的

一右の主義に關して設置せられつゝある全國各種の團體に交渉して一致の運動を謀り又特に全國の佛教信徒を糾合して茲に大日本佛教徒國民同盟會を組織し佛教徒本來の面目を發揮するを以て目的とす

事業

- 一 右の目的を達せん爲め本所が現今及び將來に向つて着手すべき事業の項目を定むること左の如し
- 二 佛教を以て公認教たるの實を擧げしむることを政府に請願すること
- 三 基督教は徹底吾邦に於て公認教たるの資格を具有せざることを貴衆兩院及府縣會へ建議すること
- 四 佛教の繁榮を妨げんとする不正の行爲を爲すを認むる時は何人に拘らず自衛上飽迄之を排斥すること
- 五 何人に關らず吾人同志は基督教徒を以て國縣市郡町村の議員に推選せざることを
- 六 集鶴監獄問題を導火線とし今後内地雜居の準備として當局者をして政教間の關係を對然たらしむる法規を制定せしむること
- 七 監獄教誨の主義は宗教に在り特に佛教を以て執行すべきことを各宗管長に通牒して政府へ請願すること
- 八 集鶴監獄問題は政權を以て教權を蹂躪したるものなれば飽迄政府に反省を求め速に善後策を講ぜられんことを請ふこと
- 九 前問題に關し全國各團體及び同盟會を代表したる請願書を政府へ提出すること
- 九 地方に特派員を派し大に輿論を喚起すること

◎關西佛教青年會

ありて當初より東京の青年會と交渉しつゝありしが、昨年十月十七日臨時總會を開きて左の決議を爲せり

- 一 集鶴監獄事件に於ける内務大臣の處置は徳義上甚だ不穩當と認む
- 一 此際を期し政教分離の實を擧げしむる事
- 一 其の方法として大に世の公論に訴ふる事

之と同時に宣言書を發して世に公にしたり

◎江州南部佛教同盟會 には昨年十一月十六日大津市大谷派別院に於て近江南部九郡の有志僧侶大會を開き、運動方法を協議せる結果左の諸項を決議せり

- 一 本會を近江國佛教同盟會と稱する事
- 二 本月二十九日大津市に發會式を兼ねて大演說會を開き地方の輿論を喚起する事
- 三 引續き各郡都會の地に演說會を開くこと
- 四 義捐金を募集して大日本佛教青年會若くは社會評論社等に寄附し這般の運動を援助する事

かくてこの決議に基き十一月廿九日午後六時より大津市大黒座に於て發會式を兼ねて盛なる演說會を開催せり

◎北部三郡 には十二月六日五村別院を初めとし、東淺井、伊香、坂田の各郡にて、本多澄雲、五百井眠雄、間野開門等の辯士を聘して所々に演說會を開き又京都に代表者を派して運動せしめり

◎美濃 には於ては更にその聲を聞かざりしが、岐阜市に山田頼次郎等の諸氏ありて私かに同志を結合して目下本會支部を設立せんとの計畫中なりといふ、又揖斐郡本郷地方に於て櫻井榮壽氏飯國盡力せらるゝ處ありて大に氣概を高めつゝありといふ

◎播州二爲會 には昨年十一月十九日姫路別院に於て播磨一圓の組長視察廿六名、外に後藤祐護、藤谷惠實氏等を初として百餘名の人々會合して種々運動の方針を議して終に役員の撰擧を行ひ、藤谷惠實、木村圓淳、赤松福應、高濱宣雄、長谷岡唯一、小谷了全、泉宣正、中川惠輪、矢木正遊、原水正順、西川諦亮の諸氏當撰せり、次で姫路市堅町幾

代亭にて晝夜演說會を開會して非常の盛會を極めぬ、當日の出席の辯士は大室廣吉、五百井眠雄、長尾如雲、西川諦亮、藤郷了澄、三山元樹の諸氏なりしと、同地には

◎教友俱樂部 の一團姫路市にありて十一月十日姫路市本願寺派虎屋御坊にて相談會を開き、脇坂法喚氏の演說、藤郷了澄氏の報告あり、閉會後發會人等會議の上檄文を飛ばしてその主意を發布することに決議せりと

◎伊勢大和河内等 の諸國に於ても氣概漸く高まり、伊勢國有志者は四方に飛檄して十一月三十一日桑名別院に會合を開き、遂に伊勢國大谷派同志會を組織したり、又大和國宇陀郡の有志より、總代數名連署し青年會の趣旨を贊同し、且つ本會に入會を申込み、又河内國北河内郡住道村に於ては河内住道青年會起て演說會を開き、稻葉、赤坂、間野の諸氏出演ありて、大に氣概を高め、本月七日再び第二回演說會を開き、間野、新井、稻葉、五百井、諸氏出席同地方には未會有の盛會たりしといふ

◎關西佛徒同盟會 以上の如く關西に於ての運動は日を追て激甚と成れるが中にも京都混和會、全國佛教各團體交涉事務所、播磨二爲會、河内住道青年會、大阪佛教壯年會の各團體は聯合して關西佛徒同盟會を企て、十二月十一日を卜して、大阪市内外は勿論、東は尾張より西は九州に至る各地團練を初め、あらゆる佛教徒の會合を大阪南地明月樓に舉行し、非常の盛會を以て式を了へ、幹事五名、商議員三十名、主計三名を撰定して散會したり

尙同會よりは總代二名の名を以て本誌發刊について鄭重なる祝文を送られたり  
以上關西に於ける運動の概要とす

◎關東并に甲信

◎社會評論社 監獄問題の起るや、全國の各團體に卒先して運動を初めたるは、社會評論社なり、その第三號の紙上に於て「監獄教誨に於ける宗教問題」と題して有馬典獄の私曲を攻撃し、十月十八日に至ては「全國の佛徒に檄する書」といへる書簡体の檄を飛ばして同志の奮起を促しぬ、又同社に於ては十月五日神田錦輝館に於て本問題に關する演說會を開き、棚橋、河瀬、干河岸、伊藤、揖東、加藤、安藤の諸氏出席、盛んに當局者の不法を痛責し、同月二十六日再び同館に演說會を開き奥田、棚橋、五十嵐、野々山、干河岸、加藤、安藤の諸氏出演大に世人の耳目を喚起したり此の他同社に在ては隠然内部に盡くを所少からざりしが、同社と姉妹の關係ある東京大派末寺同志會の爲めに發したる飛檄の爲めに、十一月十日俄然内務大臣より自今「社會評論」の發行差止を命ぜられ、遂に同社は本問題の爲めに殉じたり、同社は加藤咄堂、安藤鐵腸兩氏の主幹するところにして本問題の爲めには安藤氏主として斡旋の勞を取りたり

◎東京大派末寺同志會

昨冬十月三十一日東京府下大谷派百三十五箇寺の末寺諸氏は、淺草本願寺に集りて相談會を開き、急流直下の勢を以て東京大派末寺同志會を組織し十二名の委員を撰んで本會創立の事務、並びに本問題運動の

方針を一任したり、その主義綱領左の如し、

- 王法爲本の教誨に則り皇室を尊崇し一宗の紀綱を振擧す
- 綱領
- 一 一般の教學を策振し宗務の擴張を企圖す
  - 一 僧侶の學徳を増進し寺門の風紀を振擧す
  - 一 國粹的觀念を鼓吹し國民的傳道を開く
  - 一 公共問題を研究し慈善事業を興す
  - 一 政教の關係を明にし宗教制度を確立せしむ

かくて十一月初旬檄を四方に飛ばし同十日會員池田、稻垣、安藤の三氏總代として内務省に出頭し、松平次官に面會して前當路者不法の處置を述べ且つその處分を求め、同月二十日本多安藤の兩氏巢鴨監獄に坂本新典獄を訪ひてその意見を問ひ且つ同會の希望を陳す、其後隠然内部に盡くすところ少からず、去月廿四日淺草別院に會員總會を開きて、毎月六回づつ、府下各所に演說會を開きて監獄問題並に政教問題に關して同會の意見を發表し、且つ世上の輿論を喚起せんとを決議し、委員の人々は目下頻りに運動中あり、同會に於ける熱心なる運動者は淺野惠深、中山理賢、本多良親、池田研習、安藤鐵腸、大河内秀雄、稻垣實秀等の諸氏なり

◎太子教會 横濱市松影町の太子教會といふは、醫師渥美愛三氏の主幹するところにして、神儒佛の三道を奉戴して時々講義法話を開きて、斯道興隆を計りしものなるが、今や本會の設立を見て滿幅の賛成を表して直に入會し尙支部設立に付き盡力中なり

◎横濱佛教講話會 には昨冬十一月六日同地櫻木町本願寺說教所に於て本問題に關する演說會を開き、村上專

精、天内青巒、野々山廣隔の三氏日演し、文佛教法話會にても同地梅か枝町大谷派本願寺支院に於て十一月十一日演説會を開きて、南條文雄、近角常親、上杉文秀等の諸師出演本問題に關する氣焔を高めたり

◎横須賀の有志 横須賀軍港慈惠學堂主事市川節三氏は佛教青年會の運動に賛成して爾後共同一致の運動を爲さんとを望み、尙目下學堂組員三百餘名を卒めて本會支部設立に盡力中なり

◎眞言宗教津會 神奈川縣中郡大山村に於ける同會は本問題に關する青年會の運動に賛して昨十一日集會を開き左の決議案を青年會に送致したり

決議案

神奈川縣眞言宗第二法務支所管下第二教區教區會員五十五ヶ寺住持僧侶は大日本佛教青年會對内務省運動に吾佛教全体に關する必要事業を認め遂に明かに同情を表することを決議す

◎栃木並に茨城 栃木縣芳賀郡の有志は本問題を以て輕々看過すべからずとし、去る十月廿五日信徒總代菊地唯一郎、堀野庄三郎、國政安三郎外數百名より、淺草本願寺に宛て、東京信徒の奮起を促すの書狀を送りたり、又茨城縣東茨城郡の藤井辰次郎外十名より同月九日、同じく淺草本願寺眞宗門徒信者に宛て、將來の方針を共にせんことを申出で、爾後接せず運動に従事せり、又水戸市東西茨城郡及び新治郡有志者は合同して、本部より辯士を聘し、本月十九日より八日間、各所に演説會を開くといふ

◎長野同志會 長野市東町康樂寺内に設置しある同志會は、去る十一月佛敎青年會に向て賛成の意を表示し來り、更に舊臘十五日幹事長尾義俊、井上興惠の兩氏より本會に向て隨喜贊助の旨を申し來り、尙目下支部設立の計畫中あり、下伊奈郡の今村信幸氏は本問題の起りたる當時より大に奮慨し、東京に於て信州に於て大に盡力せらるるといふ

◎山梨の有志 山梨縣は元來宗教事業には頗る冷淡なる地方なるが、監獄事件に就ては去る十一月中旬、有志の僧俗縣下各所に集會して左の決議をなせり

- 一 東京大日本佛教青年會の決議に同意する事
- 二 高位才能に係ばらず耶蘇教徒は國縣市郡村の代議士に推挙せざる事
- 三 運動委員二名出京せしむる事

東 北

◎六郷是眞會 羽後國仙北郡六郷町六郷是眞會にて本會の趣旨を賛成し、法燈を既滅に挑ぐるは即本會の外に無しとなし、長澤常應、小林定基の兩氏東上して將來の方針について獻策するところありたり

◎陸中の有志 陸中水澤町の阿部善覺氏等は佛敎青年會の檄文を見て感奮し、直に同地の有志を説いて運動に着手し、且つ青年會に向て賛同協力の方針を申し越せりといふ

◎青森の有志 青森縣鯉ヶ澤の有志も又事の容易ならざるを知りて舊臘より大に運動を開始せりといふ

北 海 道

◎北海佛敎同盟會 舊臘岡崎現肇、鳥湛然氏等熱心に斡旋の勞を執り、有志を勧誘して遂に北海佛敎同盟會を組

織し、本部を小樽に置き、演説會を開て監獄問題並に教政問題に關する聲を高むるに努め特に鳥氏は東上して本部に至り實況を見聞し、歸來之を報告して、大に盡力せられしかば、その勢日に盛んにして會員も益々増加す

中 國

◎鳥取佛敎同盟會 鳥取市片原町鳥取佛敎同盟會にては昨冬十月、佛敎青年會の檄文に感奮して直ちに同會に同感の旨を申越し、次で同月廿八、廿九、三十の三日間同地の劇場に於て演説會を開き、角山、野崎、奥野、田邊、田中、中根、北垣、桔梗、金坂、長谷川の諸氏出演、その後五回の演説會を開きて監獄事件につき痛論せしに聴衆頗る感動し、氣焔頗る上りたりといふ、此事件につきて運動の主動者は同會幹事角山眞海氏なりといふ、此他、

◎取佛敎青年會 新に起りて大に監獄教誨事件並に佛敎前途の爲に運動する計畫にて會員も既に集まりたれば、不日發會式を舉行するといふ

◎廣島の有志 廣島の有志者は發起人四名の名を以て同縣下各郡市有志へ案内狀を發し、舊臘大會合を開て常路者の失敗を痛責することを決議し、又同地本願寺派の深川法中よりは石川舜臺氏の本件に盡瘁せるを徳とし舊臘同氏に向て感謝狀を送り、又同縣賀茂郡の大石菊次郎氏の如きは此の問題の當初より熱心に運動して同志者を説きつゝ、あかといふ

◎山口の有志 山口縣徳山の僧侶は、舊臘僧侶協議會を開て、藤野哲雄氏より決議案を提出し、満場一致にて、政

府が公私の區別を混交して基督教々誨師を監獄教誨師に採用したるは不法の處置につき、大に輿論を喚起して、今後の禍根を斷除せんといふことに決し、爾後種々の方面に向て運動中なりといふ

九 州

◎眞宗保光會 同會は福岡市博多馬場新町に在りて、同地の眞宗信者ト部五六氏の發起に係る、同會創立の際時宛かも監獄問題起りたれば、直に同地の東西本願寺教務所に交渉して事實の眞相を確め、種々の手段を以て信徒の奮勵を促し、佛敎青年會に向て、將來提携して本問題の爲に力を致さんことを誓ひ、益々地方の人心を堅めて團結頗る強しといふ

◎玉來佛敎青年會 本問題の起るや豊後國直入郡玉來村の青年有志は起て玉來佛敎青年會を結び、幹事後藤玩藏、堀儀市の兩氏主として運動し、本會の成立あるに際しては滿幅の賛成を表し、將來同一の歩調を取らんことを申し來りたり

◎同地の有志 同地眞宗本願寺派眞正寺信法總代後藤植木、渡邊、和田の諸氏は本會の成立を見て取り敢へず賛同の旨を表し來り、目下會員募集中にて入會者頗る多しといふ、此外同郡に於ては

◎各宗同盟會、兩豐護法會、眞宗進徳會の各團體も亦本會に賛同してその旨を申し來り、各々會員募集中ありと、而して直入郡に於ける此等各團體の運動は同郡玉來村眞正寺住職葦原圓順氏の盡力に成れるものにして、氏は本問題の起りてより以來日夜奔走し、至るところに本會の主要を

述へて、刻下焦眉の急務なるを説き、賛成入會者を勧誘せら

れつゝあり

◎九州佛教協會 同會は佐賀縣三養基郡藤木村に在り

イ明治廿八年の創立に係り、熊本、佐賀、福岡、大分、長崎

五縣下の僧俗を以て組織す、今回の事件起るに及んで卒先し

て會員を説き、佛教青年會に向て同働一致の運動を申し越せ

り、主動者は柳主一氏にして日域新誌は同氏等の發行する所

なり

◎日域新誌社 はその紙上に於て盛んに當路者偏頗の

處置を攻撃し、勇往奮進、飽迄所信を枉げずして初志を貫徹

せんことを、青年會並に本會に向て申し來れり

◎豊後本派寺院 にはは舊臘該教區小集會席上に於て

本問題に會衆の協議會に附し左の決議を爲せり

一 同問題に付各寺の信徒を動員し、佛教徒國民同盟會に加入せしむる事

一 同會の通信に關する諸件は柳月智氏に依頼し、全氏より其の都度報告

を受くる事

但し將來に於て必要な場合には有志相談會を開く諸般の事項を協定

し本部と通信する事を怠らざるべし

◎福岡縣の有志 福岡縣企救郡、田川郡、京都郡、沖

津郡合四郡會所の名を以て佛教青年會に賛成を申込み、引次

に應援すべしとの書を青年會に寄せたりといふ

◎大分縣大谷派寺院 昨冬十一月同縣下各郡大谷派

寺院の會合を開きて本問題に關して熱心に運動することを決

議し、且つ將來の方針をも決定し、大友秀諦氏を擧げて委員

長とし、各組長を委員に任じたりといふ

◎其他

其他の方面に於ても本問題に關して本會の爲に助成せんとす

る向勢からずと雖、今は之を略す、就中釋宗演禪師の如きは

熱心なる賛成者にして、懇篤にその意見を青年會に寄せられ

たりといふ、又貴族院議員某は青年會へ宛て頗る賛成の旨を

述べ、且つ貴族院へ建議若くは請願の場合に至らば、十分盡力

なす可き旨を報じ、衆議院議員藤金作氏の如きも非常の賛成

にて、書を本會に寄せて其の郷里に支部組織の事を告げられ

たり、其他の賛成者は他日一括して之を報せむ

以上を以て一應各地の概況を報じたり、尙越前、越中、加賀、

越後、三河、尾張、山形及北海道より其後の運動の有様を報

じ來りたれども紙面に限りあるを以て、左の四項のみを掲げ

て、餘は次號に譲る

◎能美佛教同盟會 前報中の幹事村田彌右工門氏病氣

◎江沼能美二郡の合同 封建制の砌り二郡は各所

割を異にしたる遺風の爲、眞俗につけ大不便を感じつゝあり

しと、兩郡の有識者大に遺憾とし、請願より始めよとて江沼

郡より雪中をも厭はず出雲路、藤川、龍山、若原、朝倉、山

本、明教等の十數人能美郡小松本覺寺へ來られ能美郡の大垣、

松永、高田、大館、中谷、今川、佐竹、廣端、富田諸氏會同

し、管事竹中氏前途に横はるところの政教問題につきては、

吳越猶且同舟の感あり、况んや同一佛教信者の導師を以て任

するもの豈互に路人の看をなすへけんやとて、所感を述べ、

會式を舉行せり、同日會せしもの無慮二千名、蕪城氏、林氏、

交渉事務所特派員外二名何れも滿腔の熱情を瀝ぎ、會者何れ

も感激一致の大運動をなさむことを誓ひ、會後發起人五十名

は今後の運動方法を協議せり、同日迄會員調印済の分一万三

千戸已上に達し、日々増加の有様なりといふ、同會の略則左

の如し

佛教徒加賀國同盟會假則

第一章 名稱

第一條 本會は佛教徒加賀國同盟會と稱す

第二章 位置

第二條 本會事務所は金澤市英町六十七番地に置く

第三章 組織

第三條 本會は僧俗を問はず佛教徒を以て組織す

第四章 目的並事業

第四條 本會の目的は佛教本來の面目を發揮し國民の一致力を鞏固にし富國の

術を講じて國家の獨立と社會の文明とに資せんことを期す

第五條 前條の目的を達せん爲着手すべき事業の方針を定むる事左の如し

第一項 愛國護法の精神を以て佛教を公認教たらしむる事を期す

第二項 國民幸福を増進するの事業を策勵し慈善的公共的行爲は務めて之

◎能美郡の氣焔 去一月十二日委員會を開く、會者三

百有餘名、提議進んで中央地なる東京の政治界へ委員數名を

派遣するの議を決して、先一名京都を経て、廿二日の夜着京、

目下東奔西走寢食を忘れて、政教問題に盡瘁せられつゝあり

◎佛教徒加賀國同盟會 金澤市を中心として石川、

河北兩郡に於ても其氣焔頗る昂り、有志者林與右衛門氏等非

常の熱心を以て盡力せられ、又青年會員蕪城賢順氏は歸國し

て各地に遊説を試み、遂に一月十二日金澤別院に於て同會發

起る

◎教導講習院の擴張 大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

社

會

大谷派本山に於ては社會的傳

達

道の急務を察し、先づ傳道者自身を養成せんがため、教導講習院を東京に移轉し、其規模を擴張すべし、同院今後の方針は信仰安心の修養と精神的教育を第一要義とし、諸種の必要なる特種學科を加へ、布教方案に就ては細心深慮の態度を以て改良を謀る計畫にて、入院者は嚴密に宗教感化の資性を熱心とを有し、一生を傳道に捧ぐる大決心あるものを撰擇し、講師の如きも有徳篤實の人を聘すべし。

◎貧民教育の聲は今や漸く世界の傾軋をひかんとす。宗教家先づ是を唱導し教育家之に和し、世界學者も亦銳意専心以て此問題の研究に従事す。然も未だ吾人が希望して満足せしむるの成功ありしを見ず、熱誠は吾之を阻害す設計の整頓するもの吾之を一部の教育者に見る然も熱誠の欠乏は彼等をして全力をこの上に傾注せしめず、精緻稠密の研究は吾之を世界學者に見る然も畢竟是れ坐上の空論に止まりて實行の如何は多く問はざるが如きものあり思ふに這般の問題たる決して冷をたる政略的教育家の爲に得べきの業に非ず又理論に奔りて實際に疎なる世界學者の成就し得べきの事にも非ず必らずや大々の慈悲心を有する宗教家を待たざる可らず是れ其事業の性質上正に然らざる可らざるなり熱誠なる宗教家にして二度立ちて是を世界に訴へんか如何に冷酷氷の如き世界と雖ども之を聞いて豈に感奮せざらんや幾多の淨財は正にこの事業の爲めに喜捨せらるべきは疑なきなり立て世の佛敎者、須く空論をやめて先づ功を實際に表はせ、吾人も亦自ら立ちて之を爲すに怠らず。

すに怠らず。僧侶と社會的事業。僧侶諸氏が其身を自重し、熱心に布教するの傍に於て、又社會の改良に注意せられんことを、予輩が希望する所なり、今此等事業に關して喜ぶべき報道を得れば左に紹介せん、鹿兒島新聞は報して曰く

○櫻島の宗教。西櫻島村字瀬戸大谷派説教場出張員井口芝教氏は本年七月同地に出張せし以來熱心に布教に従事せるは勿論風俗改良及び衛生等種々の事に注意し又た折り、演説等を爲して一般に注意を呼び大門口の歸徳を得たり。然るに先月は任期満ちて愈々交代せんとするや門徒より勸進願を別院へ出せし同院にても其情を汲みて遂に開福濟となりたり然るに井口氏は間もなく實父病氣の急報に接し看護の爲め一先づ歸省する事となりしに門徒は男女老少を問はず演説送迎りて頼りに別を惜みたり。

札幌なる北門新聞又報して曰く  
○僧侶の慈善。蘭根町北門郡邊村字カハムイ真宗本願寺説教所擔任者高橋大慈氏は本年八月同所赴任したるものなるが開教の爲め毎月三回の説法を開きつゝ傍に選善會なるものを立てて村内の若者にあつて英語漢語算術等を教授せしがは然らざるに同地方は一六遊の流行盛にして少年の争ふてその詳に投じ冬季には業の暇なるに乘じて不善をばたらしく習なりしに本年はその弊害なきは偏に大慈氏の賜なりと村民は大に喜び居し處今般面館本願寺の命に依りて天鹽に轉任せしりし間て就れも其僧の永く錫を留めらるるを望みて止まず今回信徒總代南勝木兩氏を京都の本山に教願の爲め出したり同地よりの通信

斯の佳話は南島北海のみに止らず、中國の出雲なる仁田郡横田村晋叟寺内に設けられたる淨財團育兒院なり、今其細則に

より、拯濟すべき兒童の種類を示さば  
第一條 本院に拯濟教育すべき院兒は滿三年以上十三年以下の男女にして左の三種に分つ

一 孤兒双親を喪ひ他に養育保護を受へべき道なき者若くは父を喪ひし爲め道族活路を失し且つ補助を受くべき親戚等のあるる者類也

二 貧兒疾病其他災害等に罹りたる赤貧者にして生活の道を失ひたる者の兒女若しくは父又は母を喪ひ俄に生活の道を失ひ或は貧困其他事情の爲め家を逐はれ將に飢餓又は乞食に陥らんとする者若しくは已に乞食に陥り路頭に漂浪せるもの類也

三 棄兒遺棄せられたる幼兒若くは原籍及父母等の氏名判然せざる迷兒又は貧兒既に公共或は個人の稼濟に依り年齢三年以上に達せしもの類也

予輩は此等の事業の續々興起せん事を切望して止まざるなり

◎市井の道徳 此頃東朝紙上に別天氏が論せられしが余輩は一々其意見に同感なり、或點より言へば、我國人は信用的の質けぬ人民は、文明國には無かるべし、彼の學徳共に高き伊藤東涯氏が、夜半醉歩踏躑として、途中誤りて或家の水瓶に尿したるに心付き、翌日其家に謝罪に赴きたりとは、有名のみ談なるが、歐米諸國にては、斯る事は何人も常の事なり、佐々克堂氏が歐米巡回中にて、十餘歳の小童が誤りて或家の障子の硝子を一枚破損せしめたるが、會々其家には何人も見居らざりしも、該小童は其家に入り家人を呼びて丁寧に謝罪したるを見たりと、我國の小學兒童等が、惡戯をなして、近邊の人々を迷惑せしむるなど、は雲泥の相違といふべし、教育者たる者は、德育の點に付ては、大に猛省し注意すべきあり

◎兒童の喫烟 喫烟は大人にも、決して宜しといふにあらねど、兒童には殊に大害あるものなり、即ち第一には軟弱未だ定らざる身体を害して、其發育を害し、神經を遲鈍にする事はいふまでもなく、第二には風俗の上に於ても、小き兒童が路上にありて卷煙草を煙らすの有様は決してみよきものに非ず、殊に忌むべきは、之が爲に生意氣なる風と贅澤ある風を養ふこととなり、卷煙草をくゆらせば、近眼にもあらざるに眼鏡がかけたくなる、ステッキがはしくなる、絹のハシケチも欲しくなる、ビールも呑んで見たくなる、中學校へも入らぬ内に、社交のことが巧者になり過ぎて、結局なまけ

ものを生ずるは疑ひなきことなり、近頃諸處の尋常中學校に於ても其生徒の喫烟を禁したるもの多きは喜ぶべきことなるが、我佛敎徒も、今後常にかゝる風俗上のことに注意し、先づ其子弟が一人前とならざるまでは、喫烟を許さぬやうにするが如きは、一つはその子その家の爲のみならず、又社會改良の大なる助けとなるべし

◎家庭の改善 現時の社會に於て改善の道を講せざる可らざるもの一々に之を指摘し來らば誠に枚擧に遑あらざるべし而して是等幾多の改善を要すべきもの、中に就て殊に急務なるは家庭の改善なりとす元來吾邦には家庭と名づくべき程のものなしと言ふも決して過大の言には非ざるべし近來泰西文物の輸入と共に世人をして漸く家庭の何たるを解するに至らしめしが如きも其實一部有識の士が口に筆に之を論じたるの結果中流以上の社會にありては稍や意をこゝに用ゆるに至りたるに止まり社會多數の家庭は尙依然として昔日の如く極めて痛嘆すべき者多きが如し試みに日々の新聞に見よ子とて父を殺し妻として夫を凌ぎ兄弟相殺傷し姉妹相争闘するの記事がいかにも多く其三頁を充すかを一讀酸鼻すべきの記事を追ふて益々甚だしきが如きの感あり今にして是が救濟の道を講するなからんには邦家の爲め誠に由々しき災害を來たすや必せり思ふに是等社會上の罪惡はその原因色と金との二者にあるべく而して之を助勢するものは重に家庭の不和亂脈なるにあるが如し故に社會上の罪惡を滅滅せんと欲せば宜しく先づ家庭の亂脈を改善せざるべからず家庭の改善

を計るには先づ女子の普通教育を普及せざるべからず現時の女子教育の如きは徒らに理論の高きのみ馳せて實際の運用に乏しく吾國固有の習俗を顧みずして泰西の制度にのみ模倣したるものにして是が爲め社會の父兄をして却て之を厭はしむるの傾向を生ずるに至らしめたるよ誠と概せべきの極なりとすされど女子普通教育の普及は其事誠に大にして一朝一夕のよく之を完備する事能はざるを以て一方に鋭意この普及を計營すると共に更に他方に於て簡易なる家庭訪問若くは雑誌を購讀せしめ漸次其の思想を啓發して家庭を懐ふの念を惹起せしめんには遂に圓滿なる家庭を形成し一家和樂の域に達することを得んか今や内地雜居も數月の後に切迫し來りたるの時は尙くも心を社界改善の上に傾注するの士にありては最もこの點に留意し社界の根柢たる家庭の改善に力めざる可らず

**正誤** 本誌第一號の記事に付て巢鴨監獄署より、左の取消文到着せり、條例に因て掲ぐ

本月一日貴會發兌政教時報第一號第十三頁に於て村井清と題したる記事に「彼は日々囚徒の教誨に従事しつゝあるなり」と云々又一囚徒が日々監督官に就て速に教誨を舊に復されん事を懇請する者所由なきにあらざるなり云々」と記載相成候得共右は無根之事實に付此全文を掲げ正誤相成度此段申進候也明治三十二年一月十一日警視廳巢鴨監獄署印 本郷區森川町一番地佛教徒國民同盟會出版部御中

清國布教の視察(承前)

次に廈門は如何にと申すに此處は御承知の如く盛なる商埠地

保護を得ん事并に福州等と同様に支那政府の壓制に對し外敷同様に相當する保護を得ん事第二には當地にては輸出業盛なる故名義のみを新日本人即臺灣人と成て以て(中略)日本宗教の力を借て歸化の手續を依頼せんと欲すると先重なる原因は此二ヶ條と考へられ候其中重に廈門人の希望は第一に屬し漳州泉州等の人民の希望は第二に屬する様愚考仕候扱其第一の方は充分日本領事に交渉致し無論罪人を保護致す事亦申事は絶對出さざる事に候へ共若し眞實無罪なる者を一時の嫌疑を以て支那政府が縛ると云場合等には充分責任を當方に負て其人間を借り又或は其者の爲め辯解する等の事を致すは本國領事に交渉致し領事の信任を得て爲す時には容易なる事業と有し候只其れに付して注意の必要なるはやはり始めに有之候始めにやりそこなふ時は上下共に信用を失ひ以後に對して非常な不得策故最初が第一大切にて有之候付きては此度廈門滯在中門徒一同より此事をしてもらへるや否と云ふ質問度々ありし故左右如何ある場合と云箇條書の草稿を門徒一同相談の上作らしめ後其れを以て領事に交渉し領事の許可を得れば正當なる者に對して出來得るだけの保護は與へると云返事を致し置き候間現今は其草稿製作中故出來上れば加藤へ出し當方へ送付致させ當方に於て(川石)とも相談の上支考しと認むる時は從事へ交渉せしめ領事の許可を得て門徒の方へも許可致す手筈と致置候幸當時廈門の領事は上野專一氏にて氏は中々宗教と云事には考へもあらず熱心家故多分正當なる要求なれば許可致すべしと存し候然し將來支那全般に通して此の

に有之候故從て福州とは布教の方法も幾分か異なる點ある様に考へ候御承知の如く當地は當年八月より加藤廣海なる布教掛参り開教を致し現今にては名義のみの門徒にても已に九百戸も有之尙漸次増加の勢有之中々盛に御座候尙私も廈門滯在中三四日を費し漳州の方も視察に参り候が當地などは未だ開教せざるに既に三十餘の門徒あり尙其途中なる石碼と申す所の如きも十餘の門徒有之日々の如く一日も早く開教して布教師を派遣致し呉れと云督促状を送り來ると云有様にて實に非常に都合宜しく尙泉州も同様の次第にて實は拙僧も近々四五ヶ月間に如何にして如此都合能く進歩致したるかを疑ふたる位に有之候然るに能々當地の事情を考へ決して加藤が豪雄なるにも非ず全く他に原因有之にて其因を知れば結果は決して不思議なるには御座なく候扱其重なる原因と申すは第一には當地が臺灣と非常に密接なる關係あると第二には當地地方之れが其大原因に有之候然れば例ひ當地に於きて現今既に九百戸以上の門徒ありたりとも決して眞宗の教理を有難く思ふて門徒に成りし者即眞實の信者と申すものは未だ一人もあらざと云ふも過言にて非ずと存し候又此知日月に於きて言語も充分に通せざる布教掛一人が假令如何に英雄の教師と眞實の信者を得ると云事は進み出來得へき事情には御座なく候故其門徒の然らざるも實に當然なる次第と存候先其第一原因と申せば御承知の如く臺灣と密接の關係ある故宗教の力を利して支那政府より嫌疑等を受けたる場合に日本政府より其

特權を行はんと欲せば行々外務省に交渉致し外務省の許可を得ざるにあらざれば只領事のみにては不都合と存候若し領事にして宗教の考へある人なれば都合宜しく候へども然らざれば進み實行不出來又假令考へある人にては轉任等有之時は實に不都合にて若し領事に依りて時々保護の有無が變更致す様にてはとて一般人民の信用を得ると云事出來不申候間永久一般に通じて行はんと欲せば少くも外務省の許可を得る事必要と存し候又外敷は此特權を以て支那布教最大の利劍と致し居る様に有之候次に第二の名義のみ新日本人と成ると云事も今日なれば随分出來ざる事にては御座なくと考へ候(中略)此事が出來る事に相成れば福建全省は悉皆日本の植民地の如く相成實際に全省の人心を得る事が出來候と思考致し候之を實行するには廈門并に臺灣に政治的思想の幾分を有する者を置き協同して事を成すときは非常に國家に有益なる事業出來候と思考致し候以上は廈門地方に於ける門徒希望の眞想に有之候故貴師にも將來布教の方針に付して御一考願上候私は以上事業中假令一なりとも出來候得ば南清地方の布教費は二三年も経過致せば別に本山より多額の支出を仰がすとも充分自治の見込有之候(下略)

○本號信界欄には第一號に掲載せる近角文學士の靜觀録の續稿「活ける懺悔」と題する眞摯の一文を掲げ讀者の信界に無上の法味を寄せん筈なりし紙數限りあり遺憾ながら次號に譲るととなりぬ茲に謹て同師に謝し併て讀者の諒察を乞ふ



廣 告

佛 教 徒 國 民 同 盟 會 全 國 大 會 告 豫

佛天の冥祐と同憂諸彦の賛同により、我佛教徒國民同盟會は今や日ごとに全國各地に支部設立の運進に至れり而して時機益々迫政教兩界益多事ならむとす、乃ち今春期中全國大會を東京に開き、各地支部幹事、代表者及び有志諸君の上京を請ひ、會盟一致飽造本會の實程を期せん、而して時決し、第一回幹事總會を開き、本會規程所約の諸種の事項を議むとす、而して其時日の如き、事業の實行を隨ひ未だ確定し難きものあり、乃ち茲に其開會を發表して同憂諸氏に豫告する所以なり、冀くは各地既に支部開設の分は益其事業を進め未開設の分は卒急之を開設して、之を大會席上に報告せられむことを望む、且つ本會は沈滞せる佛敎界の空氣を一掃して活潑たる生命を加へ、諸種の積極的方針をとりむとす、其創立の際鞏固なる基礎を作られむことを實に切望に堪むざるなり

大 日 本 佛 教 青 年 會 入 會 手 續

- 一、東京在留の人にして入會申込まるし時は本部に至り會員名簿に自筆署名せらるべし
- 一、地方より入會申込まる、人は自筆署名捺印の上郵書を以て送致せらるべし
- 一、右何れも規則第八條により會員二名の紹介を要す若し會員中に知己なきときは自己の經歷を具して本部に申込まる、ときは特に其便宜を與ふべし

佛 教 徒 國 民 同 盟 會 入 會 手 續

四方同感の諸彦は左の書式に従ひ個人若くは連名を以て至急御申込被成下度候(用紙美濃野十二行、地方部設立の分は地方部へ一通を止め、本部へ一通御送致被下度候)

佛 教 徒 國 民 同 盟 會 御 中  
入 會 申 込 書  
年 月 日  
原籍族籍姓名 名 印

明治三十二年一月廿一日印刷 發行兼編輯人 木村小一郎  
明治三十二年二月一日發行 印刷人 木村小一郎  
(明治三十一年十二月二十六日選信省認可)

佛 教 徒 國 民 同 盟 會 編 纂 耶 蘇 教 非 公 認 論

本書は耶蘇教の公法上吾國に於て認可すべからざる所以を痛論したるものにして、其實例として、耶蘇教が西歐各國に於て常に政治上に混入し來りて大に國家の發達に障害を與へたる事實を示して毫も餘蘊なし、是れ實に某專門家の手に成るに至りては他の漫然として感情的論議をなすものなり、其斷案に公法上の根據による、若し一たひ之を繕かは、耶蘇教會の專横、棟然として虐に粟せしむるものあらむ、今や内地雜居の期限前に迫る我國民亦未雨に綢繆せむは他日臍を噬むの悔あらむ、乃ち本書を出版し、江流同憂諸士の一讀を請ふ所以なり。

東京市本郷森川町橋通三百一十一號 佛 教 徒 國 民 同 盟 會 出 版 部

大阪市南區本町二丁目五十五番地 關 西 佛 教 徒 國 民 同 盟 會 事 務 所

政 教 時 報 第 貳 號 目 録

- 社 說 內務當局者に最後の斷行を促す(政治家)
  - 社 會 眞宗三派の新法主(同志社運動の再燃井)
  - 信 界 感念(小野三郎氏)
  - 雜 錄 濟國布教の觀察(社會的傳道の必)
- 其他本誌には大日本佛敎青年會の廣告等數十件あり

本 誌 廣 告

- 一、本誌は毎月二回(二日、十五日)發行す
- 一、本誌は一切前金にあらざれば他法文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵分代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌の定價左の如し

一 部	一 ヶ 月	六 ヶ 月	一 年	全 國
金 貳 錢 五 厘	金 五 錢	金 參 拾 錢	金 六 拾 錢	無 遞 送 料
● 廣 告 料 五 號 活 字 一 行 (二 十 七 字 詰)	一 回 金 拾 錢			

爲替振込局に「本郷森川町郵便貯金會替取扱所宛」の事  
爲替受取人名宛に「東京市本郷森川町一番地佛敎徒國民同盟會出版部」とせらるべし

發行所 東京市本郷區森川町一番地 佛 教 徒 國 民 同 盟 會 出 版 部